

特別弔慰金の受給権者早見表（配偶者以外）

受給権者の可能性がある方は、
お住まいの市区町村役場へ
ご連絡ください。

- ・この早見表は、**基準日(令和7年4月1日)**時点で戦没者等の配偶者がいらっしゃらない場合のものです。
(基準日時点で配偶者がご存命の場合の受給要件につきましては、別途ご相談ください。)
- ・一般的な事案を想定したもののため、この早見表に当てはまらないケースの方(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者など)もいらっしゃいます。 ※1

早見表

令和7年4月1日時点で、支給順位が最も高いご遺族お一人が受給権者となります ※2

戦没者等の死亡当時のご遺族ですか？（2つとも該当していれば「はい」）

- ・戦没者等の死亡時点で生まれている（戦没者等の「子」の場合、胎児を含む）
- ・戦没者等と三親等内の親族である

はい

令和7年4月1日現在、生存されていませんか？

（令和7年4月1日午前0時に生存していましたか？） ※3

いいえ

受給対象外

はい

戦没者等からみた、あなたとの続柄はどのようなものですか？ ※4

①「子」
ですか？

いいえ

②「孫」、「兄弟姉妹」、「父母」、
「祖父母」、のいずれかですか？

いいえ

③甥・姪など、左記①・②以外
の三親等内親族ですか？

はい

受給対象の
可能性がある

はい

戦没者等の「配偶者」、
「子」にあたる親族がない

はい

次の順番で受給対象となる可能性がある

1 父母

2 孫

3 祖父母

4 兄弟姉妹

いいえ

受給対象外

はい

上記①・②の
親族がない

はい

戦没者等の死亡時まで
1年以上、生計関係を有していた

はい

受給対象の
可能性がある

いいえ

受給対象外

※ 戦没者等の死亡当時の生計関係、改氏婚、
養子縁組の有無等により、順番が入れ替わります

※1 ご不明点等がございましたら、お住まいの市区町村役場へお問い合わせ願います。

※2 同順位者が複数人いらっしゃる場合は、代表の方をお一人決めて、請求をしてください。

※3 受給権者の方が、市区町村役場等への相談時点で死亡されていても、令和7年4月1日にご存命（令和7年4月1日以降に死亡）の場合、法定相続人の方が、相続請求可能ですので、お住まいの市区町村役場へご相談ください。

※4 時期によりますが、養子縁組によって戦没者等と親族関係になった方も、戦没者等の「子」、「兄弟姉妹」、「甥・姪」などに該当します。